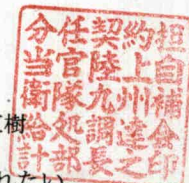


公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊九州補給処  
調達会計部長 園田 直樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5SNE1SE00450		5SNS1AF0008 0001		892016239335		WQ-N120001B	
品名 または 件名							
強化精麦, 無圧ぺん, 20kg入							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
566.00	BG						
納地または工事場所				引渡場所			
各地				各地			
搬入場所				納期または工期			
各地				令和8年3月31日(火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
 入札日時場所：令和8年2月13日(金)9時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和8年2月18日(水)09時00分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
  - 「糧食品売買契約条項」
  - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
  - 「暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和8年2月12日(木)17時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。  
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札実施場所へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 目達原駐屯地調達会計部
- イ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
  - 〒842-0032
  - 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
  - TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること  
調達会計部契約課第2契約班 担当 土井(内線2319)



調達要求番号：5SNS1AF0008

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	8920-162-3933-5	仕様書番号	
強化精麦		WQ-N120001B	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作成	令和 2年 6月 3日
		変更	令和 7年 1月 15日
		作成部隊等名	九州補給処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する強化精麦について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

#### 強化精麦

大麦又は裸麦を精穀し、そのまま若しくは切断したものにビタミンB<sub>1</sub>を強化含有させたものをいう。

#### 1.2.2

#### 標準品

全国精麦工業共同組合連合会が調整し、当該品目にかかる検査機関が査定したものをいう。

### 1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	用途	備考
圧ぺん	8920-162-3932-5	主として蒸気煮炊きがま用	麦粒を縦溝にそって切断し押し麦にしたもの。
無圧ぺん	8920-162-3933-5	主として連続式ガス炊飯装置用	切断型、丸粒型のどちらでも可。

### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の種類による。

例 強化精麦，無圧ぺん

### 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

JIS P 3401

クラフト紙

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)

農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年5月11日法律175号)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) この製品は、“食品衛生法”，“農林物資の規格化等に関する法律”，及び関連規則に基づき製造され、当該品目にかかる検査機関の実施する検査に合格したものでなければならない。
- b) 検査機関が実施する対象項目は、品質保持上必須である水分、異物、におい及びビタミンB<sub>1</sub>、ビタミンB<sub>2</sub>の5項目とし、年度に1回以上検査するものとする。

2.2 品質

品質は、表2による。

表2-品質

項目	規定又は基準		
	圧ぺん	無圧ぺん	
圧ぺん度	標準品以上とする。	—	
とう精度	標準品以上とする。		
粒そろい	標準品以上とする。		
容積質量	g/L	—	770以上
ビタミンB <sub>1</sub>	mg	1.5以上	
ビタミンB <sub>2</sub>	mg	0.7以上	
水分	%	13.5以下	
未切断粒	%	5.0以下	
砕粒	%	5.0以下	
異物	%	認めない。	
におい		異臭のないもの	
<b>注記1</b> ビタミンB <sub>1</sub> 及びビタミンB <sub>2</sub> の含有量は、強化精麦100gあたりの量をいう。			
<b>注記2</b> 百分率で示した数値は、四捨五入により小数点以下1桁までに丸めたものとする。			

2.2 賞味期限

賞味期限は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期日以降6か月以上とする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、JIS P 3401のクラフト紙の坪量75 g/m<sup>2</sup>以上のものを3層に重ねた新袋に、製品を入れ包装するものとする。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 製品名
- b) 製造者名及び所在地
- c) 製造年月日及び賞味期限
- d) 内容量
- e) 成分量及び原材料の名称
- f) 保存方法

### 4.3 合格票せんの添付

検査を実施した検査機関及び合格年月日が記入されている合格票せんを、外装に添付するものとする。

## 5 その他の指示

### 5.1 承認審査

契約の相手方は、速やかに2.1b)で示した対象項目について検査機関が実施した検査の検査証を契約担当官等に提出しなければならない。

ただし、合格となった検査結果を同一年度内に既に提出した契約相手方については、契約担当官等によって示された場合を除き、同一年度内の同一品目の調達における再提出を省略することが出来る。

### 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。